

---

# 介護保険

---

## 住宅改修費支給申請の手引き



令和4年6月  
庄原市生活福祉部高齢者福祉課



## 【目次】

1. はじめに	P 1
2. 支給対象要件について	P 1
3. 対象となる住宅改修の種類	P 1～5
4. 支給限度基準額について	P 5～6
5. 支給方法	P 6～7
6. 手続きの流れ等	P 7～8
7. 申請に必要な書類	P 9～11
8. 申請及び添付書類についての留意事項	P 12
【参考】『住宅改修が必要な理由書』作成の手引き	P 13～15
【参考】具体的改修の例	P 16～17
9. 介護保険における住宅改修の留意点	P 18
10. 住宅改修に関するQ & A	P 19～21
11. 介護給付の適正化事業について	P 22
12. 根拠法令	P 22
参考：様式集	P 23～28



## 1. はじめに

介護保険による住宅改修は、要介護（要支援）認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活を続けることができるよう、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を、現に居住する住宅について行う住環境を整えるサービスです。

要介護（要支援）者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して、市（保険者）が認めた場合に限り、介護保険における住宅改修として支給されます。

住宅リフォーム工事に対する補助金ではないので、ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ、適正な改修がおこなわれるよう、改修前には、必ずケアマネジャーと話し合い、保険者との協議を経て、改修工事を行う必要があります。

担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへ相談します。

## 2. 支給対象要件について

庄原市の被保険者であり、以下の対象要件を満たし、住宅改修を実施する場合は、

事前に市（保険者）の承認を受けないまま着工された住宅改修については、支給対象となりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 被保険者が要介護認定を受けており、認定有効期間内である。</li><li>(2) 被保険者が在宅で生活している。（入院・入所・外泊中は原則不可）</li><li>(3) 介護保険被保険者証に記載されている住所地にある住宅改修である。</li><li>(4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類である。</li></ul> |
|--|

## 3. 対象となる住宅改修の種類

保険給付の対象となる住宅改修の種類は次のとおり定められています。

### ■ 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（平成11年3月31日厚生省告示第95号）

介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一 種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。	<ul style="list-style-type: none"><li>一 手すりの取付け</li><li>二 段差の解消</li><li>三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li><li>四 引き戸等への扉の取替え</li><li>五 洋式便器等への便器の取替え</li><li>六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li></ul>
---	--

改修の内容が保険給付の対象となるか否かは、市（保険者）が決定します。同じ改修内容でも、被保険者の心身の状況、住宅の状況等によっては、判断が異なる場合があります。

## (1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

### (参考事例)

<b>○ 給付対象となるもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 屋内、敷地内通路などへの手すりの設置</li><li>・ 既存の手すりの移設</li><li>・ 固定されている家具への手すりの取付け</li></ul>
<b>× 給付対象とならないもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉用具貸与の対象となる手すり</li><li>・ 老朽化等による付け替え</li><li>・ 家屋に固定されていない家具などへの手すりの設置</li></ul>

## (2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差、または傾斜を解消する工事です。

### (参考事例)

<b>○ 給付対象となるもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居室の敷居を低く（撤去）する工事</li><li>・ 浴室、居室、廊下のかさ上げする工事</li><li>・ スロープ、踏み台を固定設置する工事</li><li>・ 居室、廊下をバリアフリー化する工事</li><li>・ 階段の勾配を緩やかにする工事</li><li>・ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事</li><li>・ 傾斜の解消</li><li>・ 転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）</li></ul>
<b>× 給付対象とならないもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事</li><li>・ 階段昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事</li><li>・ 浴槽を広くすることが目的の取替え工事</li><li>・ 浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事</li><li>・ 破損や老朽化による段差の修繕</li><li>・ 福祉用具貸与の対象となる「スロープ」、または特定福祉用具購入の対象となる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消</li></ul>

### (3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室では、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室では、滑りにくい床材への変更、通路面では、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

#### (参考事例)

<b>○ 給付対象となるもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 畳から板製床材、ビニール製床材等への変更</li><li>・ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更</li><li>・ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更</li><li>・ 階段への滑り止め材の固定設置</li></ul>
<b>× 給付対象とならないもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 老朽化または破損による床材の張替え</li><li>・ 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更</li><li>・ 浴室への滑り止めマットの設置（置くだけ）</li><li>・ 取り外すことを前提として簡易的に設置するもの</li></ul>

### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、扉の撤去、開き戸の左右開きの勝手を変える工事、ドアノブの変更、戸車の設置も対象になります。

#### (参考事例)

<b>○ 給付対象となるもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え</li><li>・ ドアノブの変更（玉ノブをレバーハンドル等へ変更）</li><li>・ 戸車やレールの設置、取替え</li><li>・ 扉位置の変更</li><li>・ 扉の撤去</li></ul>
<b>× 給付対象とならないもの</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自動ドアにする場合の動力部分相当費用</li><li>・ 老朽化、破損等による取替え、修理</li><li>・ 引き戸等の新設（ただし、扉位置の変更と比較し、費用が低くなる場合は可）</li></ul>

### (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事です。

介護保険制度で便器の取替えを保険給付の対象とするのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。

和式便器から、暖房便座、洗浄機能等を備えた洋式便器への取替え工事（これらの付帯機能は身体状況などから必要な場合に限り）は保険給付の対象となりますが、既存の洋式便器にこれらの機能を付加するための費用は対象となりません。

(参考事例)

○ 給付対象となるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和式便器から洋式便器への取替え工事</li> <li>・ 既存の和式便器は取り壊し、別の場所に洋式便器を設置する工事</li> <li>・ 既存の便器の位置や向きを変更する工事</li> </ul>	
× 給付対象とならないもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等を備えた便座へ取替える</li> <li>・ 元の便器を残したまま、新たに洋式便器を設置する工事（新設となるため不可）</li> <li>・ 老朽化、破損等による取替え、修理</li> <li>・ 水洗化、簡易水洗化にかかる費用</li> <li>・ 洗浄便座一体型便器設置に伴う給排水、電気工事</li> </ul>	

(6) 上記(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(参考事例)

○ 給付対象となるもの	
(1) 手すりの取付け	手すり取付けのための下地補強
(2) 段差の解消	浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事
(3) 床または通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補強や根太の補強、または通路面の材料変更のための路盤整備
(4) 扉の取替え	扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事
(5) 便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化にかかるものを除く）及び床材の変更



### <ユニットバスの工事について>

介護保険の住宅改修として認められているのは、手すり、段差解消、扉の変更、床材変更、便器交換とそれに付帯して必要となるものであるため、ユニットバスの工事そのものを認めているものではありません。

しかし、住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等の適切な方法により、住宅改修の支給対象となる費用を算出すれば支給対象とするという厚生労働省の回答があります。

本市においても対象の工事を適切な方法で按分されたものであれば、介護保険の住宅改修費の支給対象とします。

ユニットバス各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
支給対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外

## 4. 支給限度基準等について

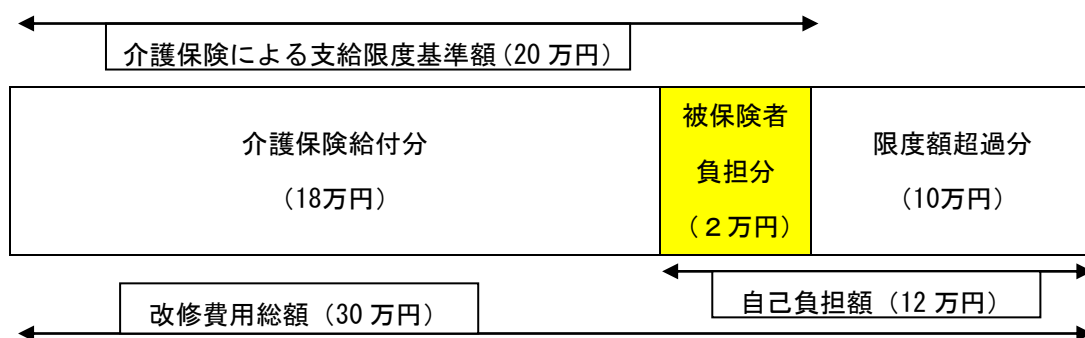
### (1) 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は同一住宅において、被保険者一人につき20万円で、上限額20万円の範囲内であれば、複数回にわたって申請をすることもできます。

支給対象となる住宅改修にかかった実際の額から、自己負担額を差し引いた額を支給します。上限額を超える改修工事を行うこともできますが、20万円を超えた改修費部分は全額自己負担となります。

#### ■居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度額基準額 (平成12年2月10日厚生省告示第35号)

#### 【30万円の住宅改修を行ったとき（被保険者の負担割合が1割の場合）】





## (2) 支給対象額の上限における特例

### ①介護度が著しく重くなった場合

初めての住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工日における要介護度を基準として、要介護度が著しく重くなった場合（※下表参照）は、再度20万円までの住宅改修を行うことができます。

この特例は、同一住宅、同一被保険者について1度だけ適用されます。

### ②転居した場合

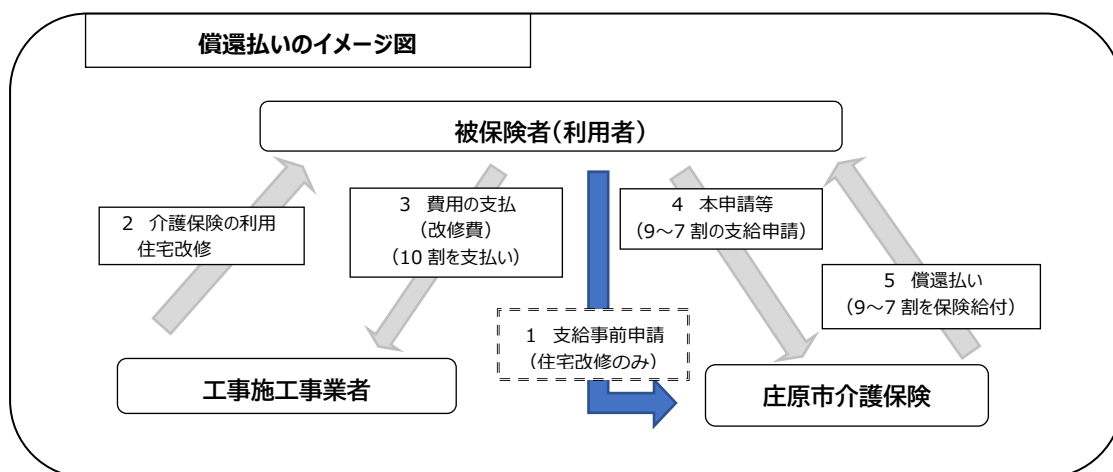
転居した場合は、支給上限額が20万円に戻ります。ただし、住民票の異動がされていない場合、同じ住所地で行う建て替えについては転居とみなされません。

初めて住宅改修に着工した時の要介護度		リセットとなる要介護度
要支援 1	→	要介護 3 以上
要支援 2 または 要介護 1	→	要介護 4 以上
要介護 2	→	要介護 5

## 5. 支給方法

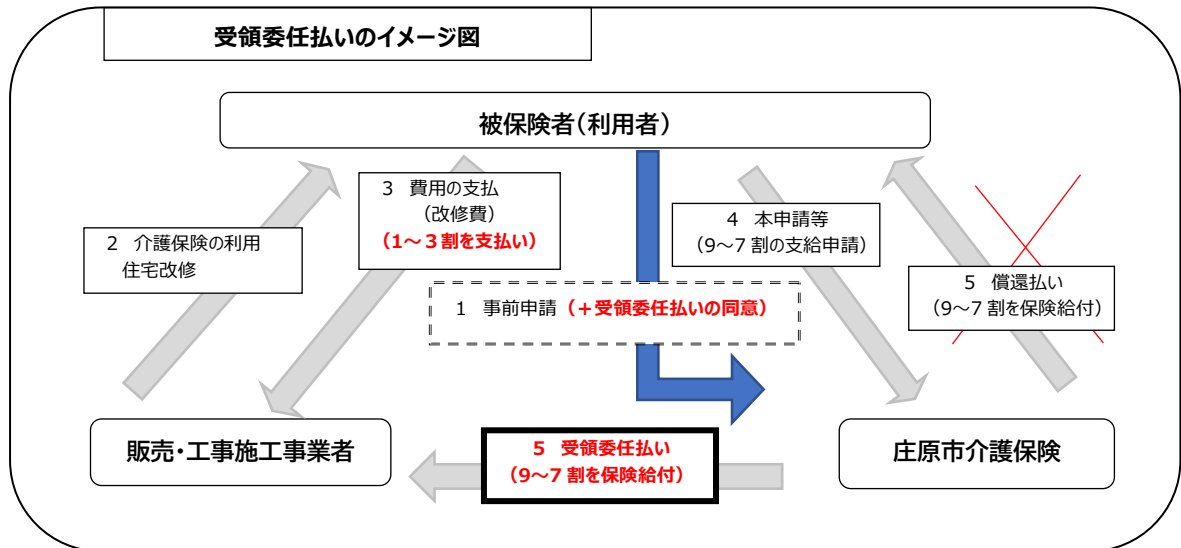
### (1) 償還払い

被保険者にいったん改修費用の全額をお支払いいただいた後、申請により保険給付対象費用（9割・8割・7割分）が被保険者に払い戻される方法が償還払いです。



### (2) 受領委任払い(庄原市では令和4年度から導入)

被保険者は費用の1割から3割分のみを工事施工業者に支払い、保険給付分（9割・8割・7割分）の費用を市が工事施工業者に支払う方法が受領委任払いです。



利用者は受領委任払いを選択し、事業者へ依頼（工事施工事業者の同意が必須）



通常の事前申請書類に受領委任払いに係る書類を加えて申請



事前申請の承認（改修開始）



本申請（改修工事完成後に申請書類を市に提出）

※「被保険者あての領収証」は、自己負担額1割から3割分のみの金額分



支給決定及び工事施工事業者に保険給付分の支払い

## 6 手続きの流れ等

### (1) 事前申請(改修工事着工前)



① 要介護（支援）認定を受けた被保険者が、住宅改修を希望する場合は、担当ケアマネジャー（地域包括支援センター職員）に相談し、改修内容を検討します。

② 改修内容について、工事施工業者に相談し、必要な見積書等を依頼します。  
被保険者が受領委任払い制度による給付を希望するときは、工事施工業者に相談し、同意が得られた場合、受領委任払いが利用できます。

③ 担当ケアマネジャー（地域包括支援センター職員）は、住宅改修が必要な理由書を作成します。

④ 事前申請書類を市に提出します。

市は申請内容を審査し、不備等がなければ改修実施を承認します。

なお、承認後であっても工事を取りやめる場合や、工事の内容や金額が変更になる場合は、速やかに市に連絡をしてください。

(2) 改修工事実施 ※市の承認を受けた後、改修工事を実施します。



(3) 本申請(改修工事完了後)



⑤ 改修工事完了後、被保険者は工事代金を改修業者に支払い、領収書を受領します。

「償還払い」の場合、被保険者（利用者）は、工事代金の全額を支払います。

「受領委任払い」の場合、被保険者（利用者）は、介護保険対象部分の工事代金の自己負担割合分（1割・2割・3割）を支払います。

なお、介護保険対象外の工事費がある場合は、その全額を支払います。

⑥ 本申請書類を市に提出します。市は申請内容を審査し、給付を決定します。

事前申請の段階での承認は支給決定ではありません。

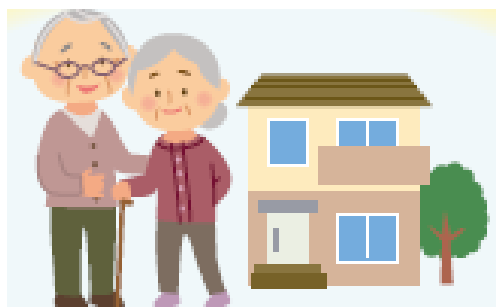
(4) 給付費支払



⑦ 市は被保険者に「住宅改修費支給決定通知」を送付し、保険給付分の改修費（9割・8割・7割分）を振り込みます。

「償還払い」の場合、被保険者（利用者）に支払います。


「受領委任払い」の場合、工事施工業者に支払います。



## 7. 申請に必要な書類

### (1) 事前申請(改修工事着工前)

事前申請書類の内容の審査に2～3日(閉庁日を除く。)を要します。この期間を考慮して、申請書類を提出してください。場合によっては修正・追記・書類の差し替え等をお願いすることもあります。

提出書類		留意事項
①	介護保険居宅介護(支援) 住宅改修費支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、住宅改修を実施する被保険者となります。</li> <li>記載事項に記入漏れがないようご注意ください。</li> </ul>
②	住宅改修が必要な理由書 (居宅サービス計画書または介護予防サービス支援計画書の写し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の心身の状況や日常生活上の動線などを勘案し、住宅改修が必要な理由を具体的に記載します。</li> <li>原則としてケアマネジャー(地域包括支援センター職員を含む)が作成します。</li> <li>※ケアマネジャー以外の方で理由書を作成できる人 福祉住環境コーディネーター2級以上、作業療法士、理学療法士</li> <li>サービス計画書に住宅改修が必要な理由が明記してある場合は、理由書に替えることができます。</li> </ul>
③	見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料費、工事費、諸経費等の内訳が分かるものとします。</li> <li>支給対象外の工事を含む見積書の場合は、対象部分と対象外部分分かるようにすることが必要です。介護保険対象部分の費用を抽出、按分する場合は、その算出根拠も併せて記載します。</li> <li>写真現像代や申請代行手数料等の経費は、支給の対象になりません。</li> </ul>
④	改修予定箇所の図面 (見取図・平面図・立面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修予定箇所が明確にわかるように記載します。</li> <li>改修予定箇所だけでなく、被保険者本人の日常生活上の動線がわかるよう、家屋内または敷地内全体を記載します。</li> <li>複数箇所ある場合は、番号を付ける等し、分かりやすくする工夫をします。</li> </ul> 

⑤	<p>改修予定箇所の写真</p> <p>・手すりの取付け（階段）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修箇所ごとに、位置や全体の様子が確認できるように撮影します。</li> <li>・取り付け位置等、改修内容が分かるよう記入します。マジック等で書き込んでも構いません。</li> <li>・踏み台等、固定する場合は、固定部分が確認できるように撮影します。</li> <li>・取り付け位置（長さ・高さ等）を記入します。</li> <li>・写真には必ず撮影日を入れてください。カメラに日付機能等が無い場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影してください。</li> <li>・写真は台紙などに貼付けてください。</li> </ul> <p>・段差の解消（寝室）</p> 
---	--	--

※受領委任払いの利用を希望される場合は、以下の⑥、⑦の提出が必要です。

⑥	受領委任払い申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任払いを利用される場合には、事前申請の際に必ず提出してください。</li> <li>・受領委任払いを利用できる被保険者には条件があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険料に滞納がないこと。</li> <li>② 介護保険に係る給付制限を受けていないこと。</li> </ul> </li> </ul>
⑦	受領委任払い同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任払いを利用することについて、必ず工事施工業者に同意を得てください。</li> <li>・同意書は工事施工業者に記入してもらいます。</li> <li>・受領委任払いを利用する場合の工事施工業者は、市に事業者登録を行っている業者に限ります。</li> </ul>

## (2) 本申請(改修工事完了後)

事前申請の段階での承認は支給決定ではありません。本申請における書類によって審査し、支給決定を行います。

提出書類		留意事項
①	介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（本申請）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は、住宅改修を実施した被保険者となります。</li> <li>記載事項に記入漏れがないようご注意ください。</li> </ul>
②	領収書の原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人が宛名となっている領収書の原本を提出します。</li> <li>市で確認後、受付印を押し、写しを取り、原本を返却します。</li> </ul>
③	請求内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に実施した改修工事の費用が分かる明細書を添付します。原則、事前申請で提出し承認を受けた明細と同じ内容になります。</li> </ul>
④	改修後の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修箇所ごとに、位置や全体の様子が確認できるように撮影したものとします。</li> <li>できるだけ改修前の写真と同じアングルでの撮影をお願いします。</li> <li>写真には必ず撮影日を入れてください。カメラに日付機能等が無い場合は、黒板や紙などを利用し、撮影日を写し込んで撮影します。</li> <li>写真は台紙に貼付けます。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>
⑤	口座振替依頼書 (償還払いの場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて住宅改修の申請をされる場合は必要です。</li> <li>過去に支給を受けたことがあり、同じ口座に振込を希望される場合は不要です。</li> <li>被保険者本人名義以外の口座に振込を希望される場合は、委任状欄に記入して提出します。</li> </ul>
⑥	居宅サービス計画書または介護予防サービス支援計画書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前申請の際にご提出いただいた場合は不要です。</li> </ul>
⑦	住宅改修の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅（持ち家）の所有者が被保険者本人以外の場合は「住宅改修の承諾書」を提出します。</li> <li><u>日付は、改修工事着工以前の日で作成しておいてください。</u></li> <li>賃貸住宅を改修する場合は、「住宅改修の承諾についてのお願い」を提出し、承諾を受けてください。</li> </ul>

**※受領委任払いの場合は、以下の⑧の提出が必要です。**

⑧	請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書は任意様式で構いません。利用者が1割負担の場合は、9割部分の請求書を庄原市宛てで作成してください。</li> </ul>
---	-----	--

## 8. 申請及び添付書類についての留意事項

### ① 「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」

#### ● 受領委任払いの場合

事前申請書類に、受領委任払いの申請書類をあわせて市に提出します。

市の承認を受けた後、改修工事を実施し、改修工事完成後に本申請書類を市に提出します。領収書は自己負担（1～3割）分の金額を記載ください。

### ② 「領収書」

#### ● 受領委任払いの場合

給付対象額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額が（1円未満の端数は切り上げ）が自己負担額（領収額）となります。

受領委任払いの承認する場合、市の承認通知に自己負担額を記載してお知らせします。

#### ○ 1円未満に端数がある場合

（例）1割負担の被保険者 改修金額の合計が22,222円の場合

$$\text{自己負担額} = 22,222\text{円} \times 1/10 = 2222.2\text{円}$$

$$\Rightarrow 2,223\text{円（1円未満切り上げ）} \Rightarrow \text{領収金額}$$

#### ○ 支給限度額を上回る場合

支給限度基準額の改修費用の額に10分1を乗じた額と、支給限度額を超える額の合計になります。

（例1）1割負担の被保険者

既に100,000円分の改修を行っている利用者が、150,000円の住宅改修を行う

$$\text{（支給限度基準額内の改修費用の額）} = 200,000\text{円} - 100,000\text{円}$$

$$= 100,000\text{円} \cdots \text{支給対象となる額}$$

$$\text{（支給限度額を超える改修費用の額）} = 150,000\text{円} - 100,000\text{円}$$

$$= 50,000\text{円} \cdots \text{支給対象とならない額}$$

$$\text{自己負担額} = 100,000\text{円} \times 1/10 + 50,000\text{円}$$

$$= 10,000 + 50,000\text{円} = 60,000\text{円} \Rightarrow \text{領収金額}$$

（例2）1割負担の被保険者で1円未満の端数がある

既に99,999円分の改修を行っている利用者が、110,000円の住宅改修を行う

$$\text{（支給限度基準額内の改修費用の額）} = 200,000\text{円} - 99,999\text{円}$$

$$= 100,001\text{円} \cdots \text{支給対象となる額}$$

$$\text{（支給限度額を超える改修費用の額）} = 110,000\text{円} - 100,001\text{円}$$

$$= 9,999\text{円} \cdots \text{支給対象とならない額}$$

$$\text{自己負担額} = 100,001\text{円} \times 1/10 + 9,999\text{円}$$

$$= 10,000.1 + 9,999\text{円} = 19,999.1\text{円}$$

$$\Rightarrow 20,000\text{円（1円未満の端数切り上げ）} \Rightarrow \text{領収金額}$$

## 【参考資料】

※本手引きは、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康推進等事業分）事業の一環として作成されたものです。

### 『住宅改修が必要な理由書』 作成の手引き

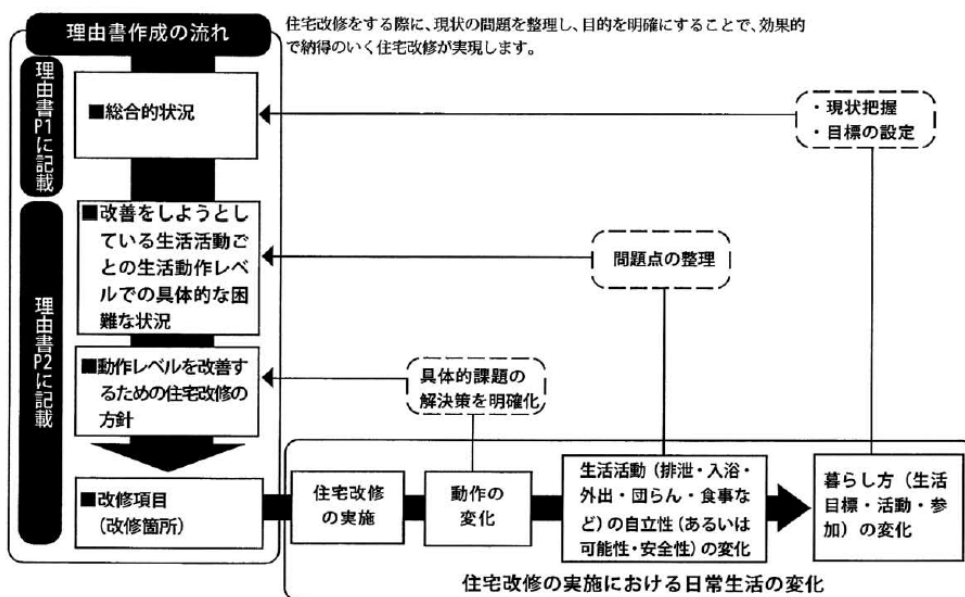
社団法人 シルバーサービス振興会

## 『住宅改修が必要な理由書』作成にあたって

### ●『住宅改修が必要な理由書』の作成の流れ

理由書は、手順に従って作成しながら住宅改修のプランを検討するために収集すべき必要な情報が何かかわかるように構成されています。

理由書作成にあたっては、住宅改修後の暮らし方を明確にすることから始まり、生活活動、動作レベルの具体的な状況を把握し、最終的に改修項目や改修箇所を明確にしていきます。



### 『住宅改修が必要な理由書』 の特徴

- 特徴1  
生活改善の目標設定から住宅改修の方針決定までには段階があり、その段階をおって作成できる
- 特徴2  
生活活動ごとの個々の生活動作に着目することで幅広く生活全般をチェックすることができ、困難な生活動作の改善のための方針にそって、改修項目を具体化することができる
- 特徴3  
住宅改修の目的を明確にすることができ、その目的を達成できたかの評価を改修後に行うことができる



## 作成にあたっての留意点と記入要領 (P1)

### 留意点 1. 利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握する。

#### P1-①：利用者の身体状況

- ・利用者の状況は、日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。
  - 健康、疾病、日常生活動作等については利用者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職(理学療法士、作業療法士など)、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。
  - 特に疾病の状況把握については、利用者本人の生活の基調をなすものなので、関係機関と十分な連絡を取り合う必要があります。

#### P1-②：介護状況

- ・どういう介護(サービス)が提供されているかが住宅改修の必要性を判断する上で重要となります。
  - 各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護(見守り含む)の状況も記述します。
  - 住宅改修を行うことにより、どのような介護状況が想定されるかの記述もあるとさらによいでしょう。

#### P1-③：住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- ・介護給付の場合であれば、居宅サービス計画書第1表にしたがって、介護支援専門員が専門家の立場から利用者や家族の希望を把握する必要があります。(居宅サービス計画書第1表の中で、住宅改修に関して援助方針の記述があればそれを転記してもかまいません。)
- ・利用者、家族の希望をよく踏まえた上で、リハビリテーションなどの専門家の意見も提供した上で、利用者、家族が納得する内容を取り入れましょう。利用者、家族の希望だけを取り入れて行った住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。
  - 利用者と家族の希望が必ずしも一致しているわけではないので、十分な情報収集が必要となります。
  - 利用者、家族の希望を把握した上で、利用者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的、方針について専門職の立場からの意見を示し、利用者がそれを理解し、納得した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

#### P1-④：福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

- ・福祉用具との関係から、どういった改修が行われるかを判断するための項目です。
  - 改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックして下さい。
  - 介護保険で給付される福祉用具に限ったものではありません。
  - 改修工事で取り付ける手すり、スロープは含みません。
- ・利用者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせて一体的に検討することが重要です。
  - 利用する福祉用具によって、スペースの確保や段差解消の必要性が異なります。
  - 手すりやつえをどのように使い分けるかなど、具体的な生活動作の必要性に応じてリハビリテーションの専門職等に確認します。

### 住宅改修が必要な理由書

#### <基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	□男 □女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護				
	住所	1・2	経過的・1・2・3・4・5					

### 記入要領 P1

作成者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
	所属事業所			
	資格 <small>(作成者が介護支援専門員でないとき)</small>			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄
	氏名		

●福祉用具の利用状況とともに、改修後、利用が想定される福祉用具をレ点チェックする。

#### <総合的状況>

利用者の身体状況	<b>P1-①</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。</li> <li>●屋内の移動方法(つかまらないうで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など)は必ず記述する。</li> <li>●さらに、屋外に関連する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。</li> </ul>	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定
介護状況	<b>P1-②</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。</li> <li>●見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。</li> </ul>	<b>P1-④</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす <input type="checkbox"/></li> <li>特殊寝台 <input type="checkbox"/></li> <li>床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/></li> <li>排泄交換器 <input type="checkbox"/></li> <li>手すり <input type="checkbox"/></li> <li>スロープ <input type="checkbox"/></li> <li>歩行器 <input type="checkbox"/></li> <li>歩行補助つえ <input type="checkbox"/></li> <li>認知症老人服 <input type="checkbox"/></li> <li>移動用リフト <input type="checkbox"/></li> <li>寝起便座 <input type="checkbox"/></li> <li>特殊原器 <input type="checkbox"/></li> <li>入浴補助用具 <input type="checkbox"/></li> <li>風呂浴槽 <input type="checkbox"/></li> <li>その他 <input type="checkbox"/></li> </ul>
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<b>P1-③</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述する。</li> <li>●これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。</li> <li>●具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。</li> </ul>	

●「その他」の欄には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入する。

## 作成にあたっての留意点と記入要領 (P2)

**留意点2. 改善しようとする生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかを記述する。**

**留意点3. 住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述する。**

### P2-①：改善しようとしている生活動作

- ・“入浴動作”と記述しただけでは、何をどう改善したら良いかわかりません。浴室内の移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が大きく変わります。
- ・改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修方針が見えてきます。
  - そのためには、訪問介護員や訪問看護師等から情報を得ましょう。
  - 可能であれば、利用者本人や介護者に、普段の一連の生活動作を再現してもらってもよいでしょう。

### P2-②：具体的な困難な状況

- ・困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながりません。
  - 利用者本人の心身状況や動作
  - 介助方法
  - 居住環境の現状
- ※例えば「寝室～トイレに段差が多く、つたい歩きでは不安」でも少し具体化されましたが、さらに「寝室と廊下、廊下とトイレに各3cm程度の段差があり、つまづきやすい」などと具体的に状況を記述すると、改修の方針が定まりやすくなります。

### P2-③-1：改修目的・期待効果

- ・住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。
- ・明確にしないと、行った改修が本当に利用者のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。
  - 目的や効果を明確にすることで、利用者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

### P2-③-2：改修の方針

- ・改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の方針を具体的に記述します。
  - 施工者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともにプランを検討します。
  - 現場を訪問して、改修箇所を確認します。
  - また、可能であれば、利用者実際に動作をしてもらって確認するとよいでしょう。
  - その際、福祉用具の利用も考慮します。

### P2-④：改修項目 (改修箇所)

- ・改修内容を工事の種類ごとに整理します。
  - 整理をすることで、住宅改修費の支給対象となるものと、そうでないものを確認することができます。

### 住宅改修が必要な理由書

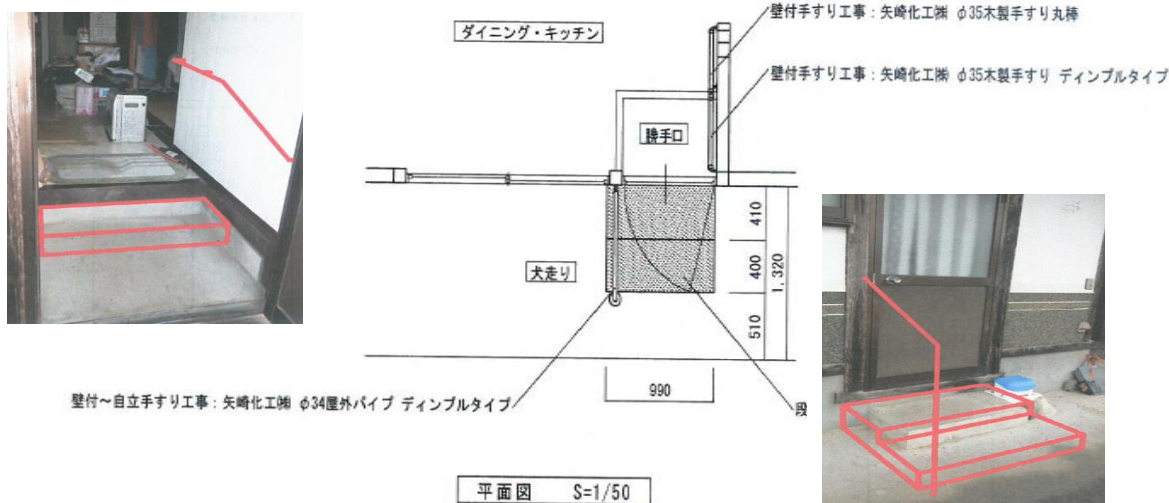
### 記入要領 P2

＜P1の「総合的状況を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(何に困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(いつ・どこで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改善しようとしている具体的な動作についてレ点チェックをする。</li> <li>●今回改修の対象でない項目にはレ点チェックする必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。</li> <li>・本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っているというように具体的に記述する。</li> <li>・「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車いすを押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」など)で、それがどのように困難なのかを具体的に記述する。</li> <li>・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</li> <li>・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば「産位が保てるか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」などについても確認する。</li> <li>・①のレ点チェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をレ点チェックする(あてはまるもの全てに)。</li> <li><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</li> <li>●改修箇所は、場所だけではなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。</li> <li>●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入浴・排泄・外出活動に関連して、浴室・トイレ・玄関までの移動については各活動の欄にレ点チェックする。</li> <li>(ただし、この場合、移動について各活動(排泄・入浴・外出・その他)に共通する内容は、②において、例えば「排泄」の欄のみに記述し、各活動の欄に重複して記述する必要はない。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</li> <li>・改善方法は「つかまれる所を作る」「つまづかない工夫」「立ち上がりの際の支えを確保する」などの表現でも良い。</li> <li>・段差解消の場合は、「敷居を撤去して平らにする」「かさ上げ」「敷台設置」「スロープ設置」などにより具体的に記述する。</li> <li>・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。</li> <li>・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション技術者や建築技術者)と一緒に考えることが望ましい。</li> <li>・可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。</li> <li>例)床から〇〇cmに手すりを設置することで～</li> <li>・廊下とトイレの〇cmの段差を改修することで～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 手すりの取付は</li> <li><input type="checkbox"/> 引き</li> <li><input type="checkbox"/> 引き</li> <li><input type="checkbox"/> 便器の取替え</li> <li><input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>
外出			<ul style="list-style-type: none"> <li>●できないことをできるようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。(例えば「調理・台所までの移動」や「洗濯・洗濯機からの洗濯物の取り出し」など)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●できないことをできるようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</li> <li><input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	
	P2-①	P2-②	P2-③-1	P2-③-2
				P2-④

# <具体的改修の例>

(1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消



《総合的状況》

利用者の身体状況 (具体的に記載)	両変形性股関節症、右変形性膝関節症、左頸椎椎間板症。平成13年に左人工股関節置換術を施行。右股関節は変形し、足先が開いたままである。四点杖を両手に持ち、小幅でずり足歩行をゆっくりと行う。	福祉用具の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
介護状況(介護保険サービスの導入状況、家族の介護状況などを記載)	夫・息子との三人暮らし。息子は仕事のため日中は夫婦二人で過ごす。夫は認知症があり、声掛けが必要。身体的には自立しており、介助は必要ない。日常の家事は本人が行うが、かがむことができず、夫に頼んで手伝ってもらいながら行っている。足の爪切りはできないので、娘が帰省時に頼む。靴下を履くときには補助具を使用して履いている。	●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ予防器具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人行動感知機器 ●移動リフト ●腰掛座 ●特殊座器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により利用者は日常生活をどう変えたか。	日常的には勝手口を使用して出入りしている。屋外での畑仕事など、できることはこれからも続けたいと思っており、外出への動作が容易に行えることで、意欲が維持できる。また、勝手口出入り時に、転倒し、負傷したことがある。転倒への不安が大きいことから、安全性を確保する必要がある。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書(P2)

①「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。

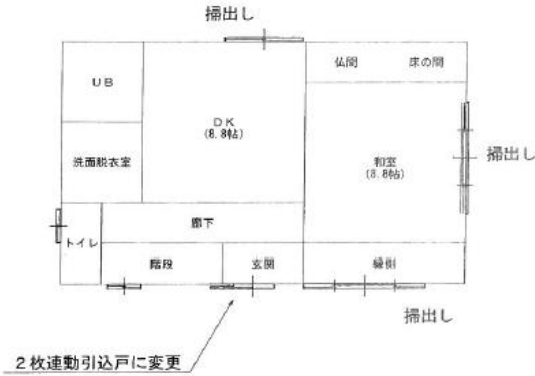
活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(「..」なので困っている)を記入してください。	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(「..」する)を記入してください。	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 便座への着座・車いす等からの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの設置 ○ 勝手口 ○ ○ ○ ○
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 <small>(洗体・洗髪含む)</small> <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 段差解消 ○ 勝手口 ○ ○ ○ ○
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )	勝手口内に22.5センチ、勝手口から外までに20センチと15センチの段差がある。股関節症のために足が挙上しにくく、捕まるところがないため、段差昇降時、前に向いて突っ込みそうになる。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 ○ <input type="checkbox"/> 便器の取替 ○ <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ○ ○ ○
その他の動作			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他 ○ ○ ○

(4) 引き戸等への扉の取替え

改修前写真(撮影日 令和 2年 11月 27日)



改修後写真(撮影日 令和 2年 1月 25日)



《総合的状況》

利用者の身体状況 (具体的に記載)	令和元年6月脳梗塞、左上下肢麻痺あり。 歩行は、近距離見守りスエ付添いにて杖歩行(短距離)可能。 転倒リスク大。	福祉用具の利用状況と 改修後の想定
介護状況(介護保険サービスの導入状況、家族の介護状況などを記載)	令和2年12月(日)～利用。(それは、病院入院) 月～金、「通心」サービス利用。夕食は、弁当を持ち帰る。 姉の(84歳)が同居し、夜間や朝の介護を行う。 姉が自宅( )へ帰省する際は「泊まり」サービスにて対応予定。	<input type="checkbox"/> 車いす <input checked="" type="checkbox"/> 特殊複台 <input type="checkbox"/> 床ずれ予防器具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 手すり <input checked="" type="checkbox"/> スロープ <input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 歩行補助つえ <input checked="" type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/> 移動リフト <input type="checkbox"/> 腰掛便座 <input type="checkbox"/> 特殊尿器 <input type="checkbox"/> 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 簡易浴槽 <input type="checkbox"/> その他
住宅改修により利用者は日常生活をどう変えたいか。	現在、玄関が開き扉のために、自宅への出入りが困難。 引き戸にすることで玄関にスペースが出来、転倒のリスクを軽減し、から 自宅への出入りを行いたい。	

住宅改修が必要な理由書(P2)

(P1)の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②①の具体的な困難状況(…なので…で困っている)を記入してください。③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで、…が改善できる)を記入してください。④改修項目(改修箇所)

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難状況(…なので…で困っている)を記入してください。	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで、…が改善できる)を記入してください。	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 便座への着座・車いす等からの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 段差解消
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (流洗・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口の出入 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )	玄関が開き扉のために、開閉時、立ち位置移動をしなければならず、立位不安定になり、転倒リスクが困っている。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input checked="" type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 便器の取替 <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更
その他の動作			<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他

## 9. 介護保険における住宅改修の留意点

介護保険による住宅改修は、在宅介護を重視し、高齢者の自立支援を支援する観点から介護給付の対象とすることとなります。

住宅の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認し、被保険者の適切な選択に資するための取組を進めていきますので、次の点にご留意ください。

### (1) 入院中や施設入所中に申請する場合

事前申請時に入院・入所中であっても、退院・退所の見込みがある場合は事前申請を行うことができます。

なお、許可後に改修工事を行ったが、退院・退所ができずに改修した箇所を利用できなかった場合は、保険給付の対象となりません。

改修工事完了後の本申請は、退院・退所後に行ってください。

### (2) 新築や増築の際に住宅を改修

保険給付の対象となる工事であっても、住宅を新築する際や居室を増築する際に行った場合は、保険給付の対象となりません。

### (3) 一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に生活をする住宅の改修は保険給付の対象となりません。

(×「冬季だけ親族宅に滞在するのでその親族宅を改修したい」など)

### (4) 老朽化などを理由とした住宅改修

改修の理由が老朽化や器具の故障などである場合は、保険給付の対象となりません。

(×「すでに手すりが設置してあり、それが古くなったという理由で交換をする場合」など)

### (5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

一つの改修に対して、複数の被保険者が支給申請をすることはできません。

一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修の申請を行う場合は、内容や場所が重複しないようにご注意ください。

### (6) 家族等が自ら行う住宅改修

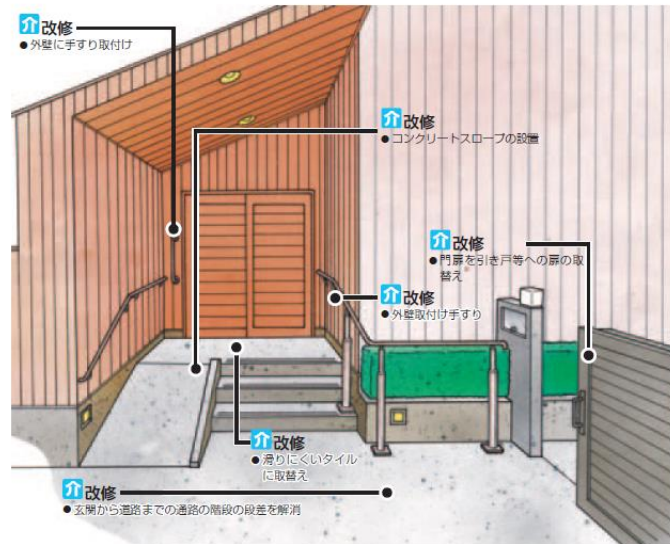
被保険者本人やその家族などが材料を購入し住宅改修を行う場合は、材料費のみが保険給付の対象となります。

## 10. 住宅改修に関するQ&A

一般的なQ&Aは、厚生労働省の『介護サービス関係Q&A』や『WAM NET (ワムネットは、福祉保健医療関連の情報を総合的に提供するサイトです。)]』等を参考にしてください。

Q&Aは随時更新されますので、最新の情報をご確認ください。

また、Q&Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものとなりますので、各種法令等と併せて活用してください。



### 住宅改修Q & A (厚生労働省HPより抜粋)

項目	質問	回答	
1	領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。
2	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に關し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならぬか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。
3	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
4	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
5	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
6	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
7	分譲マンション共用部分の改修費用	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
8	一時的に身を寄せている住宅の改修費用	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

## 住宅改修Q & A (厚生労働省HPより抜粋)

項目	質問	回答
9 入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。
10 家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工費も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工費は支給対象外とすることが適当である。
11 理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。
12 手すり	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
13 浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内のすのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
14 上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
15 段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具買入の支給対象となる。

2/5

## 住宅改修Q & A (厚生労働省HPより抜粋)

項目	質問	回答
16 床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けた場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
17 扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
18 引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
19 洋式便器の改修工事	リウマチ等で腰が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補助便座を用いて便座の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
20 洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
21 既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
22 和式便器の腰掛け式への交換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

3/5

### 住宅改修Q & A（厚生労働省HPより抜粋）

項目	質問	回答	
23	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
24	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
25	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
26	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
27	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
28	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
29	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

4/5

### 住宅改修Q & A（厚生労働省HPより抜粋）

項目	質問	回答	
30	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
31	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。
32	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
33	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。
34	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど)同様の機能を有するものを含む、以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。

5/5



## 11. 介護給付の適正化事業について

介護給付の適正化事業の一環として、申請書類の確認だけでは判断が困難なときは、事前審査または本申請の内容を現地調査する場合があります。

併せて、住宅改修が必要な理由書の作成者や工事施工者に状況を確認させていただきます。

被保険者の身体の状態に応じた適切な住宅改修とするとともに、保険給付の適正化を図るための取り組みですので、立会いなどのご協力をお願いします。

## 12. 根拠法令等

法令・条例等の定め	<p>(居宅介護住宅改修費の支給)</p> <p>■介護保険法第45条、介護保険施行規則第74条、同法75条</p> <p>(介護予防住宅改修費の支給)</p> <p>■介護保険法第57条、介護保険施行規則第93条、同法94条</p>
審査基準	<p>■厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日 厚生労働省告示第95号)</p> <p>■介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日 老企第34号)</p> <p>■居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成12年3月8日 老企第42号)</p>



# 【事前申請】

様式第14号の1 (第16条関係)

## 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（事前申請書）

フリガナ	介護保険被保険者番号																			
被保険者氏名	個人番号																			
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性	別	男	・	女											
住所	〒																			
現在の要介護区分	要支援(1・2)	経過的要介護	要介護認定	年	月	日から	年	月	日まで											
過去住宅改修支給の有無	(有・無)	→住宅改修日(有の場合)	年	月	日															
土地・建物の所在地(土地・建物所有者が被保険者でない場合は、本申請の際に所有者の承諾書が必要)																				
着工予定日	年	月	日	改修業者名																
己女				作	真	目	(○で囲んでください)													
ア	手すりの取り付け																			
イ	段差の解消																			
ウ	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更																			
エ	引き戸等への扉の取り替え																			
オ	洋式便器等への便器の取り替え																			
カ	その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修																			
年	月	日	庄	原	市	長	様	上	記	の	と	お	り	、	関	係	書	類	を	添
事	前	申	請	者	住	所														
氏	名																			
電	話	番	号	(																)
				被保険者本人との関係( )																

※この事前申請書に①住宅改修が必要な理由書、②見積書(改修項目のみ)、③住宅改修の完成予定の状況がわかるもの(簡単な平面図)、④着工前写真を添付してください。

## 介護保険住宅改修着工前写真

被保険者住所

被保険者氏名

工事の場所ごとに「改修前」の写真(撮影日入)を貼り付けてください。

建物の所在地	庄	原	市	町						
土地の所在地	庄	原	市	町						
該当を○で囲む	ア	手すりの取り付け	イ	段差の解消	ウ	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	エ	引き戸等への扉の取り替え	オ	洋式便器等への便器の取り替え
改修前写真(撮影日)	令	和	年	月	日					

のり等で貼り付けてください。

のり等で貼り付けてください。

住宅改修が必要な理由書(P1)  
(基本情報)

利用者	被保険者番号	生年月日	年	月	日	年齢	作成者 (ケアマ以外は資格)	現地確認日	令和	年	月	日	作成日	令和	年	月	日	
	被保険者氏名	性別	男	女	要介護度			所屬事業所										
	住所	庄原市 町							氏名									
保険者	確認日																	
	氏名																	

《総合的状況》

利用者の身体状況 (具体的に記載)		福祉用具の利用状況と 改修後の想定	改修前	改修後
介護状況(介護保険サービスの導入状況、家族の介護状況などを記載)				
住宅改修により利用者は日常生活をどう変えたいか。				

住宅改修が必要な理由書(P2)

(P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②①の具体的な困難状況(…なので…で困っている)を記入してください。③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…する)を記入してください。④改修項目(改修箇所)を具体的に記入してください。

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難状況(…なので…で困っている)を記入してください。	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…する)を記入してください。	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 便座への着座・車いす等からの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 <input type="checkbox"/> 便器の取替 <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 <small>(洗体・洗髪含む)</small> <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 <input type="checkbox"/> 便器の取替 <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、器具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 <small>(扉の開閉含む)</small> <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 <input type="checkbox"/> 便器の取替 <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
その他の動作			<input type="checkbox"/> できなかったことできるようにする。 <input type="checkbox"/> 転倒の防止・安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への扉の取替 <input type="checkbox"/> 便器の取替 <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他

## 見積書参考様式

### 見積書参考様式A：介護保険給付対象工事部分のみの見積 記入例

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	0	枚	□□	□□□□	
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	0	m	○○○	○○○○	
(1)				エンドキャップ	GHI社 YY456	0	個	○○○	○○○	
(1)						0	人工	○○○	○○○	
(3)		1階和室・DK	撤去			○○	m <sup>2</sup>	□□	□□□□	対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分
(3)			床	フローリング材	フローリング材 t=13mm 下地および不燃中肉=60	□	m <sup>2</sup>	□□	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。
(3)				1階和室・DK計					△△△△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存和室床、床(タイル)撤去工事費		○○	m <sup>2</sup>	□□	□□□□	便器床部分を1/3で按分
(3)	No.7		床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm 下地共	0	m <sup>2</sup>	○○○	○○○○	
(3)				床貼り施工費		0	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.8		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		0	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.9		給排水工事	給排水管接続工事費		0	m	○○○	○○○○	
				1階トイレ計					○○○○	
				小計					○○○○	
				諸経費		0	%		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		8	%		○○○	
				総合計					△△△△	

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
 (※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

## 見積書参考様式

### 見積書参考様式B：介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積 記入例

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分				算出根拠
										数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1		壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	0	枚	□□	□□□□	0	枚	□□□□	0	手すり設置対象部分を0m <sup>2</sup> で算出
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	0	m	○○○	○○○○	0	m	○○○○	0	
				両取付け施工		0	人工	○○○	○○○○	0	人工	○○○○	0	
				1階洋室計					○○○○				△△△△	
(3)		1階和室・DK	撤去	既存壁・床撤去		□□	m <sup>2</sup>	□□	□□□□	□□	m <sup>2</sup>	□□□□	□□	介護保険対象部分を抽出する場合はその工事範囲を明示する。
(3)	No.3		床	フローリング材	フローリング材 t=13mm 下地および不燃中肉=60	□□	m <sup>2</sup>	□□	□□□□	□□	m <sup>2</sup>	□□□□	□□	
(3)				フローリング張り		□□	人工	□□	□□□□	□□	人工	□□□□	□□	
	No.4		壁	月巻紙	軸組み、下地(PB12mm)	0	m <sup>2</sup>	○○	○○○○					
	No.4		天井	木質ボード張り	○O製厚9mm、下地、回り縁共	0	m <sup>2</sup>	○○	○○○○					
			家具・雜	カウンター収納棚	w=1800 h=900	0	m	○○	○○○○					
					既設家具、ナラ実用フラッシュ、金物等(メタル)取替	0	m	○○	○○○○					
(3)				1階和室・DK計					○○○○				△△△△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存壁及び洋式便器、床撤去工事費		0	m <sup>2</sup>	○○○	○○○○	□	m <sup>2</sup>	□□□□	□	便器床部分を1/3で按分
	No.5		内装・壁	内装:石膏ボード12mmの上クロス張り		0	m <sup>2</sup>	○○○	○○○○					
(3)	No.6		内装・床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm 下地共	0	m <sup>2</sup>	○○○	○○○○	0	m <sup>2</sup>	○○○○	0	
				床貼り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□□□	□	
(5)	No.7		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	1	個	○○○○	1	
(5)				便器取付け施工費		1	人工	○○○	○○○○	1	人工	○○○○	1	
(5)	No.8		給排水工事	給排水管接続工事費		0	m	○○○	○○○○	0	m	○○○○	0	
				1階トイレ計					○○○○				○○○○	
				小計					○○○○				○○○○	
				諸経費		0	%		○○○				○○○	
				合計					○○○○				○○○○	
				消費税		8	%		○○○				○○○	
				総合計					○○○○				△△△△	

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
 (※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進事業  
 「住宅改修に係る専門職の関与のあり方に関する調査研究」

「見積書参考様式」の手引き

【本申請】

**介護保険住宅改修完了確認書類**

庄原市長様  
被保険者住所  
被保険者氏名

工事の場所ごとに「改修後」の写真（撮影日入）を貼り付けてください。

建物の所在地	庄原市	町	
土地の所在地	庄原市	町	
該当を ○で囲む	ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取り替え オ 洋式便器等への便器の取り替え カ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		

改修後写真（撮影日 令和 年 月 日）

のり等で貼り付けてください。

改修後写真（撮影日 令和 年 月 日）

のり等で貼り付けてください。

様式第14号の2（第16条関係）  
**介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書（本申請）**

フリガナ	介護保険 被保険者番号	性別	
被保険者氏名	個人 番号	性	男 ・ 女
生年月日	明・大・昭	年 月 日	年 月 日
住所	〒 電話 ( )		
現在の要介護 状態区分	要支援(1・2) 経過的要介護 要介護(1・2・3・4・5)	有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
過去住宅改修支給の有無	(有・無) → 住宅改修日	平成	年 月 日
土地・建物の所在地	着工日 年 月 日 完成日 年 月 日		
土地・建物の所有者	本人との関係 ( )		
住宅改修費用	円	領収日	年 月 日
改修業者名			
己交 負担 工賃 目 (○で囲んでください)			
ア 手すりの取り付け			
イ 段差の解消			
ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更			
エ 引き戸等への扉の取り替え			
オ 洋式便器等への便器の取り替え			
カ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修			
住宅改修が必要な理由を記載した居宅介護支援事業所等及び介護支援専門員等			
年 月 日	庄原市長様 上記のとおり、関係書類を添えて支給申請します。		
申請者住所	氏名 電話番号 ( ) ( ) ( ) 被保険者本人との関係 ( )		

※ この申請書に居宅サービス計画書の写し・領収書・工事費内訳書・改修後の写真(撮影日入り)・土地・建物所有者の承諾書等を添付してください。

<p>※市記入欄</p> <p>過去、住宅改修費の支給の有無</p> <p>住宅改修工日 ( 年 月 日 ) 要支援 ( )、経過的要介護、要介護 ( ) 改修をした住宅の住所・箇所・申請者 ( 市 町 )</p> <p>支給した金額 ( 円 )</p>	<p>同一世帯内で申請・支給者の有無</p> <p>住宅改修工日 ( 年 月 日 ) 要支援 ( )、経過的要介護、要介護 ( ) 改修をした住宅の住所・箇所・申請者 ( 市 町 )</p> <p>支給した金額 ( 円 )</p>
---	---

令和 年 月 日

## 住宅改修の承諾書

(建物・土地所有者)  
住所

氏名 ㊦

私は、下記表示の  
建物 土地 に、\_\_\_\_\_が

別紙「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

建物 土地 の所在地  
住宅改修を行う

庄原市 \_\_\_\_\_

様式第7号(第9条関係)

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い同意書

年 月 日

庄原市長様

受任者(受領委任払い取扱事業者)

事業所の名称  
事業所の代表者名  
電話番号

種 別	1 福祉用具販売	2 住宅改修
受領委任払い取扱事業者登録番号		

次の被保険者が介護保険の福祉用具購入及び住宅改修を行うにあたり、介護保険給付費について受領委任払いにより取扱うことに同意します。

- 1 介護保険の福祉用具購入費及び住宅改修費を、振込により指定の口座にて受領すること。
- 2 被保険者に請求及び被保険者から受領する額は、福祉用具購入及び住宅改修に要する費用の額から介護保険給付額を差し引いた額とする。

委任者(被保険者)

被 保 険 者 番 号																				
氏 名	フリガナ																			
住 所																				

様式第6号(第9条関係)

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い申請書

年 月 日

庄原市長様

申請者(被保険者)

住所  
氏名

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いを利用したいので、次のとおり申請します。  
なお、申請にあたり、私の介護保険料の納付状況等について確認されることについて同意します。

委任者(被保険者)

被 保 険 者 番 号																				
氏 名	フリガナ																			
住 所																				

私は、次の者に介護保険給付費の受領に関する一切の権限を委任します。  
なお、支給決定通知書の内容については、事業者にも知らせることを了承します。

受任者(受領委任払い取扱事業者)

種 別	1 福祉用具販売	2 住宅改修
受領委任払い取扱事業者登録番号		
事業所名称	フリガナ	
事業所所在地		